

介護保険

問 本介護保険課 安高齢者・介護保険係

40歳以上の方が介護保険の被保険者になります。被保険者証は65歳になったときに交付されます。

40歳以上65歳未満の方は、要介護認定を受けたときに被保険者証が交付されます。

➡ 介護サービスの利用者

65歳以上の方で

- ・寝たきりや認知症などにより常に介護が必要な方（要介護状態）
- ・常時の介護は必要としないが家事や身支度など日常生活に支援が必要な方（要支援状態）

40歳以上65歳未満の方で

脳血管疾患や初老期認知症など介護保険で対象となる特定疾病が原因で、要介護・要支援状態の方

➡ 介護サービスの利用方法

①申請・訪問調査

本人または家族等の申請により、調査員が本人の心身の状態について調査に伺います。

②主治医意見書作成

市から主治医に意見書の作成を依頼します。

③審査・認定

介護認定審査会で、要介護度（介護が必要な度合い）を審査判定し、その結果を介護保険証に記入して本人に通知します。

④ケアマネジャー（介護支援専門員）選択

審査判定で要介護と認定された方は、居宅介護支援事業所に、要支援1・2と認定された方は、担当区域の地域包括支援センターに連絡をすると担当のケアマネジャーが決まります。

⑤介護サービス計画（ケアプラン）作成

本人や家族等の意見を踏まえ、ケアマネジャーがケアプランを作成します。

⑥サービス開始

ケアプランに基づいたサービスを受けます。利用者は、受けた介護サービス費用の1割～3割を負担します。

➡ 利用できる介護サービス

在宅サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問介護</li> <li>・夜間対応型訪問介護（要介護の方のみ）</li> <li>・訪問入浴介護</li> <li>・訪問看護</li> <li>・訪問リハビリテーション</li> <li>・居宅療養管理指導</li> <li>・通所介護（デイサービス）</li> <li>・認知症対応型通所介護</li> <li>・通所リハビリテーション</li> <li>・短期入所介護（ショートステイ）</li> <li>・福祉用具貸与、購入</li> <li>・住宅改修</li> <li>・小規模多機能型居宅介護</li> <li>・定期巡回・随時対応サービス（要介護の方のみ）など</li> </ul>
施設・居住系サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）（原則として要介護3以上。ただし、やむを得ない事情がある場合は要介護1・2も可）</li> <li>・介護老人保健施設</li> <li>・介護付有料老人ホーム</li> <li>・認知症高齢者グループホーム（要支援2以上）</li> <li>・ケアハウス</li> <li>・サービス付高齢者住宅 など</li> </ul>

※施設サービスは、要介護の方のみ

➡ 介護保険料

■介護保険料

65歳以上の方の保険料は、介護保険事業計画において見込んだ介護保険の利用者の人数や介護サービスの量などを踏まえて基準額を決定します。この基準額を基に、所得等の状況に応じて保険料が決定します。

40歳以上65歳未満の方の保険料は、加入している健康保険により納めていただきます。

■納付方法（65歳以上の方）

特別徴収

公的年金の受給額が年額18万円以上の方は、年金からの天引きにより納めていただきます。

普通徴収

特別徴収にならない方は、納付書や口座振替により納めていただきます。

高齢者福祉

➡ 主な高齢者福祉サービス

問 本高齢者福祉課 安高齢者・介護保険係

※各サービスの詳しい内容については、お問い合わせください。

※費用負担については変更になる場合があります。

サービスの名称	内容等												
緊急時通報システム	<p>65歳以上の単身者などが、自宅において、急病や事故などの緊急事態が発生した場合に、専用の通報装置を使い民間受信センターを経由して埼玉東部消防組合消防局指令室に通報するシステムです。また、民間受信センターの看護師等による健康相談や安否確認も行います。</p> <p>○費用負担</p> <table border="1"> <tr> <td>市民税課税世帯</td> <td>【固定型】 利用料 年額 3,600円、撤去費用 負担なし</td> </tr> <tr> <td></td> <td>【携帯型】 利用料 年額 9,936円、撤去費用 1,650円</td> </tr> <tr> <td>市民税非課税世帯</td> <td>【固定型】 利用料および撤去費用 負担なし</td> </tr> <tr> <td></td> <td>【携帯型】 利用料 年額 6,336円、撤去費用 1,650円</td> </tr> <tr> <td>生活保護世帯</td> <td>【固定型】 利用料および撤去費用 負担なし</td> </tr> <tr> <td></td> <td>【携帯型】 利用料および撤去費用 負担なし</td> </tr> </table> <p>※携帯型：固定電話回線をお持ちでない場合 ※電話の通話料は別途自己負担となります。</p>	市民税課税世帯	【固定型】 利用料 年額 3,600円、撤去費用 負担なし		【携帯型】 利用料 年額 9,936円、撤去費用 1,650円	市民税非課税世帯	【固定型】 利用料および撤去費用 負担なし		【携帯型】 利用料 年額 6,336円、撤去費用 1,650円	生活保護世帯	【固定型】 利用料および撤去費用 負担なし		【携帯型】 利用料および撤去費用 負担なし
市民税課税世帯	【固定型】 利用料 年額 3,600円、撤去費用 負担なし												
	【携帯型】 利用料 年額 9,936円、撤去費用 1,650円												
市民税非課税世帯	【固定型】 利用料および撤去費用 負担なし												
	【携帯型】 利用料 年額 6,336円、撤去費用 1,650円												
生活保護世帯	【固定型】 利用料および撤去費用 負担なし												
	【携帯型】 利用料および撤去費用 負担なし												
生活援助サービス	<p>要介護、要支援に該当しないおおむね65歳以上の在宅で支援の必要な方に、ホームヘルパーを派遣して買い物や調理、掃除など、軽易な日常生活上の生活援助サービスを行います。</p> <p>○費用負担 45分以内 194円 / 1時間 30分以内 240円</p> <p>○利用回数・時間 週2回まで。9時から17時までの間で1時間30分以内</p>												
配食サービス	<p>65歳以上の方および身体障害者手帳1～3級、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方のみで構成する世帯または単身世帯で、日常的に調理が困難な方に、栄養のバランスを考えたお弁当（昼食）を自宅へお届けします。</p> <p>○利用回数 月～土曜日で週6回まで ※12月29日～1月3日は休み</p> <p>○費用負担 1食 300円</p>												
寝具乾燥消毒等サービス	<p>65歳以上で、寝たきりの状態またはこれに準ずる状態の方、18歳以上で身体障害者手帳1級・2級の交付を受けている方で寝たきりの状態またはこれに準ずる状態の方に、寝具の乾燥消毒や水洗いを行います。</p> <p>○利用回数 乾燥消毒…月1回（水洗いの月は除く） / 水洗い…年2回</p> <p>○費用負担 乾燥消毒…382円 / 水洗い…869円</p>												
高齢者日常生活用具購入費助成	<p>65歳以上の単身者（生活保護を受けている世帯または市民税非課税世帯）に、心身の機能低下により防火等の配慮が必要な場合、電磁調理器、火災警報器、自動消火器の購入費の一部を助成します。（用具の種目により限度額があります）</p> <p>○費用負担 生活保護を受けている世帯…負担なし 市民税非課税世帯…購入費の1割負担</p>												
家族介護用品支給	<p>市民税非課税世帯で要介護度3～5と認定され、在宅において家族の介護を受けている65歳以上の方に、月6,300円を限度として介護用品を支給します。</p> <p>○支給品目 紙おむつ、尿取りパッド、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー、シーツ</p>												
訪問理容サービス	<p>在宅で、寝たきりまたはこれに準ずる状態にあり、理容店へ行くことが困難なおおむね65歳以上の方または身体障害者手帳1級・2級の方の自宅に、理容師が訪問して調髪等を行います。</p> <p>○利用回数 年4枚まで利用券を交付</p> <p>○費用負担 1回あたり2,000円</p>												

# 介護保険・高齢者福祉

サービスの名称	内容等
偕楽荘ショートステイ	おおむね 65 歳以上の要介護または要支援に該当しない方で、家族の病気や冠婚葬祭などの理由で家庭で養護できないときや、一人暮らしの方を一時的に養護する必要があるときに、月 6 日以内で利用できます。 ○費用負担 1 日 1,900 円 生活保護世帯…負担なし ※食材料費は別途実費負担です。
いきいきデイサービス	おおむね 65 歳以上で、介護保険の要介護または要支援に該当しない方で介護予防が必要な方を対象に、健康チェック、健康体操、給食、趣味活動等を行います。 ○利用回数・利用時間 週 1 回・10 時～15 時 ○費用負担 給食代 1 食 300 円
徘徊高齢者・障がい者探索システム	認知症により家に戻れなくなるおそれのある高齢者や 18 歳以上で療育手帳の交付を受けている方などの家族に、携帯端末を貸与します。本人が行方不明になったとき、おおよその居場所をお知らせするとともに、家族の要請を受けた緊急対応員が急行し一時保護します。 ○費用負担 加入料金等…1,199 円 基本使用料…月額 770 円
徘徊高齢者・障がい者見守りオレンジシール	家に戻れなくなるおそれがあり、認知症・高次脳機能障がいと診断された方、または 18 歳以上で療育手帳の交付を受けている方などを対象に、外出先で警察に保護されたときにシールの登録番号から本人を特定できるオレンジ色のシールを配布します。 ○費用負担 なし
県社協あんしんサポート ねっと利用料助成	65 歳以上の方や、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で、一人暮らしに不安がある方に、久喜市社会福祉協議会の生活支援員が金銭管理等のお手伝いをします。市はその利用料の一部を助成します。 ○助成金 福祉サービス利用援助基本料 400 円助成 (月 4 回まで) 日的金銭管理サービス基本料 800 円助成 (月 4 回まで) 書類等預かりサービス年間基本料 2,000 円助成

## ➡ 地域包括支援センター

### 問 本高齢者福祉課

介護サービスや高齢者福祉に関する相談は、各地域包括支援センターへ。

#### ■久喜中央地域包括支援センター (久喜西地区)

市役所高齢者福祉課内 ☎ 22-1111 (代表)

#### ■久喜東地域包括支援センター (久喜東地区)

久喜市社会福祉協議会内 ☎ 23-8845

#### ■菖蒲地域包括支援センター (菖蒲地区)

菖蒲総合支所 久喜市社会福祉協議会内  
☎ 85-8131

#### ■栗橋地域包括支援センター (栗橋地区)

栗橋総合支所 久喜市社会福祉協議会内  
☎ 52-7835

#### ■鷲宮地域包括支援センター (鷲宮地区)

鷲宮総合支所 久喜市社会福祉協議会内  
☎ 58-9131

## ➡ 高齢者福祉施設

### ■高齢者福祉センター「いきいき温泉久喜」

☎ 22-7933

### ■養護老人ホーム「偕楽荘」

☎ 21-0307

### ■菖蒲老人福祉センター

☎ 85-1205

### ■彩嘉園

☎ 85-7315

### ■鷲宮福祉センター

☎ 58-6666